

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が土曜日のときは、翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(農村整備課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始(収用委員会)

告 示

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を平成六年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を平成六年五月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年五月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年五月二十六日(木)午後一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九條第一項の規定により告示する。

平成六年五月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スタークロス	株式会社大一商会
〃	BAR BAR BAR	京葉産業株式会社
〃	ファイバーフロンタジーⅢ	株式会社三共
回転式遊技機	トリプルクラウンI	株式会社マックスアライド

公 知

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 6 年 5 月 24 日

鳥取県収用委員会会長 田 中 鐘 篤

1 期日

平成 6 年 5 月 31 日 (火) 午後 2 時 30 分

2 場所

米子市龍町 1 丁目 160 鳥取県西部総合事務所第 6 会議室

3 件名

主要地方道米子境港線改築工事(鳥取県米子市大崎地内から同市大篠津町地内まで)に係る裁決申請事件